

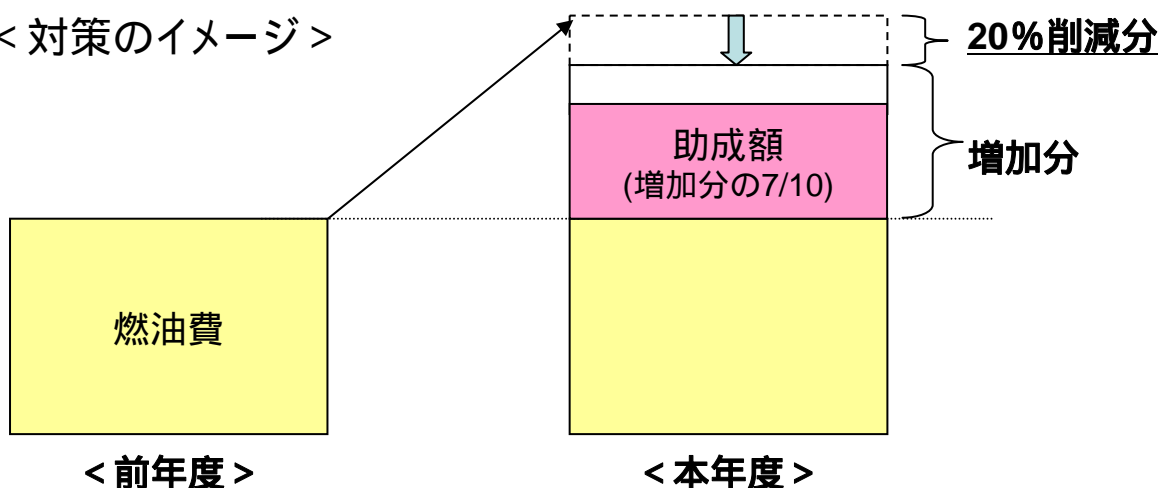
肥料・燃油高騰対応緊急対策事業 (燃油対策)のポイント

対策の内容

施設園芸用燃油の使用量を2割以上低減する農業者グループに対して、燃油費の増加分の7割の助成を行います。

なお、燃油の低減については、これまでに取り組んできた実績が含まれます。

< 対策のイメージ >



支援の対象となる燃油

対象となる燃油は、H20年秋～21年春にかけての、施設園芸の加温に用いる燃油です。

支援の対象者

農協の営農部会や出荷団体など、農業者グループで申請を行ってください(代表者、規約が定められていれば任意の組織でも結構です。)

* 3戸以上のグループ化が難しい場合は、にご相談ください。

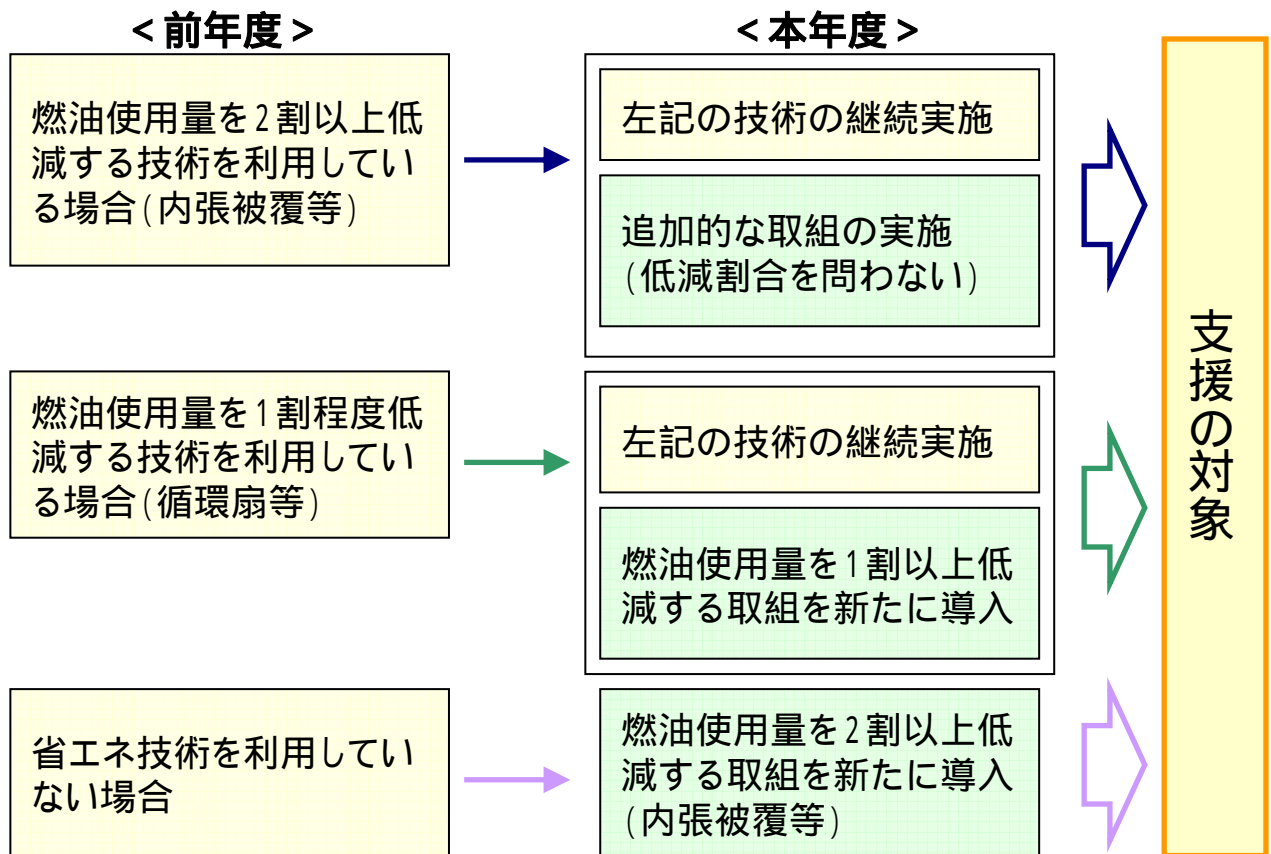
支援の対象となる取組

支援の対象となる「低減の取組」は、燃油使用量を2割以上低減する取組とし、農業者のこれまでの低減努力も含めます。

これまでに2割以上の低減を行ってきた方については、本年度において何らかの追加的取組(低減割合の大小を問わない)を行えば支援の対象となります。

低減の取組の判定は、省エネ技術の利用状況で判定することを基本とします。

「低減の取組」の判定



低減技術の例

燃油使用量を2割以上低減する技術	燃油使用量を1割程度低減する技術
<ul style="list-style-type: none"> ・外張被覆の多重化 ・内張被覆の利用 ・ヒートポンプの利用 ・木質バイオマス利用加温設備の利用 ・地域特認技術* 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環扇の利用 ・廃熱回収機の利用 ・トンネル被覆の利用 ・高保温性被覆資材の利用 ・多段式サーモの利用 ・省エネ生産管理チェックシートによる点検 ・地域特認技術*

* 農業者グループは、協議会と協議の上、地域の独自技術を地域特認技術として追加することが出来ます。

助成水準

助成額の算定式

助成額は次の算定式によって計算します。

< 助成額の算定式 >

$$\begin{aligned} \text{助成額} \\ &= \text{本年度燃油使用量} \times (\text{本年度の価格} - \text{前年度の価格}) \times 0.7 \end{aligned}$$

注) 前年度の価格については、全国平均価格(89.2円/L)又は地域平均価格(各都道府県協議会で設定した場合のみ利用可能)を用いることもできます。

モデルケース(A出荷組合の場合)

< A出荷組合の燃油使用の実績 >

< 前年度 >		< 本年度 >	
燃油使用量	100KL	燃油使用量	85KL
燃油費	8,800千円	燃油費	8,925千円
A重油価格(÷)	88千円/KL	A重油価格(÷)	105千円/KL

< 助成額 >

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= 85\text{KL} \times (105\text{千円/KL} - 88\text{千円/KL}) \times 0.7 \\ &= \underline{1,012\text{千円}} \end{aligned}$$

前年度の燃油購入に関する領収書等がない場合は、前年度データについては、全国平均価格89.2円/Lを用いて助成額を算定することができます。

(注意)

助成額の算定には、本年度(H20秋～H21春)の燃油購入に関する領収書等が必要ですので、必ず保管しておいて下さい。

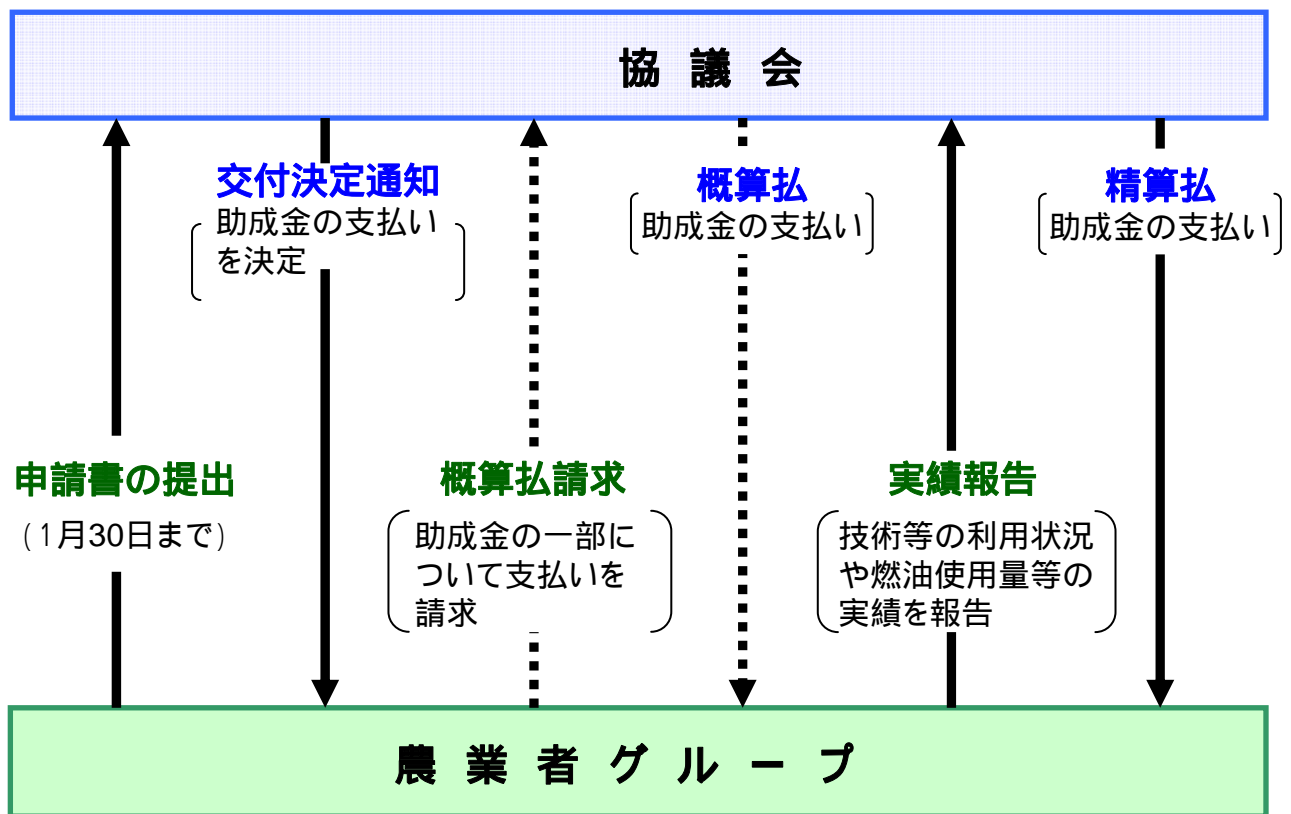
事業申請手続き等

事業の申請

事業に取り組もうとお考えの農業者グループは、協議会(現在、設立準備中。 月 日設立予定)に申請書を提出ください
申請書の提出期限は平成21年1月30日です。

申請書の記載方法については、別途パンフレットを用意しておりますので、までお問い合わせください。

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の流れ(イメージ)



問い合わせ先

県 協議会

〒 県……

Tel:

Fax: